

介護保険事業の円滑な運営

1 給付適正化の推進(介護給付適正化計画)

介護給付の適正化とは、適切な認定および適切なケアマネジメントにより、利用者が真に必要なサービスを見極め、事業者が過不足なくサービスを提供するよう促すことです。適切なサービスの確保と費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼が高まり、持続可能な介護保険制度の構築へとつながります。具体的な取組として「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合」「要介護認定の適正化」等を実施することで、介護サービスの確保を図っていきます。

2 円滑なサービス確保に向けた体制づくりの推進

介護給付の適正化とサービスの質の向上を目的として、介護サービス事業者に対する運営指導や集団指導を実施していきます。介護サービスの内容や給付請求等について、法令等の適合状況を確認し、必要な助言、指導等を行います。また、必要に応じて監査を実施し、適切な措置を行います。

3 サービスの質の向上

介護保険制度に関する利用者の苦情等について、東京都や東京都国民健康保険団体連合会と連携し、発生状況の分析を通じて再発防止に努めます。また、事業者に対しては、現場で働く職員等のスキルアップや意識の向上を図るため、研修会や情報交換会等を開催していきます。

4 利用料負担軽減への取組

介護サービス費として自己負担した月々の額が、一定の上限額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費」や、同一世帯内で介護と医療の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に給付される「高額医療・高額介護合算制度」、また、利用者負担とされる施設の居住費・食費を軽減する「負担限度額認定制度」などによって利用料負担軽減を図っていきます。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

「第8期計画」における介護サービスの利用状況の推移や介護保険給付費の実績をもとに、令和6年度～8年度の3年間に必要な介護保険給付費を推計します。さらに「第9期計画」期間における要支援・要介護認定者数の増加や、今後、国から提示される介護報酬単価等をもとに、令和6年度～8年度の第1号被保険者の介護保険料を算定します。

現状では、介護サービス見込量については推計(暫定推計値)を行いましたが、介護保険料の算定に必要な介護報酬単価等の数値が未確定であるため、これらの数値が決定次第、介護保険料の算定を行うこととします。

「第9期計画」における介護サービス見込量等

主な介護サービス等の見込量(暫定推計値)

単位(人/月)

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	訪問介護	2740	2802	2796
	訪問看護	1994	2038	2034
	通所介護	2194	2238	2239
	通所リハビリテーション	349	357	354
	短期入所生活介護	358	367	365
	短期入所療養介護(老健)	35	36	36
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	333	342	355
	小規模多機能型居宅介護	126	128	127
	看護小規模多機能型居宅介護	17	17	17
	認知症対応型通所介護	172	177	198
	地域密着型通所介護	1124	1148	1148
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	27	28	28
	地域密着型特定施設入居者生活介護	20	20	20
施設サービス	介護老人福祉施設	1083	1101	1184
	介護老人保健施設	533	536	538
	介護医療院	18	18	18

地域密着型サービスの紹介

▶認知症対応型通所介護

認知症の方を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを受けることにより、自宅に籠もりがちな利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復を図ります。

また、家族の介護の負担軽減なども目的としています。

▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。

また、サービスの提供に当たっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

区民説明会を開催します

墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画「中間のまとめ」について、区民説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【とき】12月18日(月)午後7時～【ところ】すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設)

【定員】先着30人【費用】無料【申込み】事前に介護保険課管理・計画担当(区役所4階) ☎5608-6924へ *受け付けは12月18日正午まで

墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画「中間のまとめ」に対するご意見をお寄せください

■第9期計画「中間のまとめ」の閲覧

墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画「中間のまとめ」全文は、以下の場所でご覧になれます。

【閲覧期間】6年1月9日(火)まで

【閲覧場所】介護保険課(区役所4階)、高齢者福祉課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役所1階) *区ホームページでも閲覧可

*土曜日・日曜日、祝日は区民情報コーナーのみ(年末年始を除く)



■ご意見の提出方法

ご意見(A4用紙1枚程度で書式自由)と、住所・氏名(団体名)・年齢・電話番号を、直接または郵送、ファクス、Eメールで6年1月9日(必着)までに、〒130-8640介護保険課管理・計画担当(区役所4階) ☎5608-6924・FAX5608-6938・✉kaigohoken@city.sumida.lg.jpへ